

ひらまつ在宅リハビリテーション

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション運営規程

第1条（目的）

1 この規定は、医療法人ひらまつ病院が設置経営する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーションの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 2 サービスの提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するように努める。
- 3 利用者の個人情報の保護は個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

第3条（施設の名称および所在地）

- 1 当施設の名称および所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 法人名 医療法人 ひらまつ病院
 - (2) 施設名 ひらまつ在宅リハビリテーション
 - (3) 開設年月日 令和6年1月1日
 - (4) 所在地 佐賀県小城市三日月町久米2155-2
 - (5) 電話番号 0952-72-8400 FAX 番号 0952-72-8405
 - (6) 管理者名 鐘ヶ江 寿美子
 - (7) 保険医療機関指定番号 (4111311306号)

第4条（従業者の職種、員数等）

- 1 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。
 - (1) 管理者 1人（クリニックと兼務）
 - (2) 医師 1人（クリニックと兼務）
 - (3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 1人以上（通所リハビリテーションと兼務）

2 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、職員を指揮監督し施設の業務を統括する。
- (2) 医師は、利用者の保健衛生および医療に関する業務に従事する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示により、利用者の機能回復に関する業務に従事する。

第5条 (管理者の責務)

- 1 訪問リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができるものとする。
- 2 訪問リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指訪問リハビリテーション事業所の職員にこの章の規定を遵守するための必要な指揮命令を行うものとする。

第6条 (営業日及び営業時間)

- 1 訪問リハビリテーションの営業日および営業時間は、以下のとおりとする。
 - (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
 - (2) 営業日の午前9時から午後5時までを営業時間とする。

第7条 (利用定員)

- 1 利用定員は、1日30名とする。

第8条 (定員の遵守)

- 1 訪問リハビリテーション事業所は、利用定員を超えて訪問リハビリテーションの提供を行わないものとする。

第9条 (内容及び手続の説明及び同意)

- 1 訪問リハビリテーション事業者は、訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して第百二十条に規定する運営規定の概要、訪問リハビリテーション職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

第10条 (提供拒否の禁止)

- 1 訪問リハビリテーション事業者は、正当な理由なく訪問リハビリテーションの提供を拒まないものとする。

第11条 (受給資格等の確認)

- 1 訪問リハビリテーション事業者は、訪問リハビリテーションの提供を求められた場合はその者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

- 2 訪問リハビリテーション事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問リハビリテーションを提供するように努めるものとする。

第12条 (要介護認定等の申請に係る援助)

- 1 訪問リハビリテーション事業者は、訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 2 訪問リハビリテーション事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

第13条 (法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

- 1 訪問リハビリテーション事業者は、訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行うものとする。

第14条 (運動機能向上計画の作成)

- 1 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、の職員は、共同して運動機能向上計画を作成するものとする。
- 2 医師等の職員は、利用者ごとの運動機能向上計画に従いサービスを行い、利用者の運動器の機能を定期的に記録し、計画の進捗状況を定期的に評価するものとする。

第15条 (居宅サービス計画等の変更の援助)

- 1 訪問リハビリテーション事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うものとする。

第16条 (訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

- 1 訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態となることの予防に資するよう、その目的を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第17条 (居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

- 1 訪問リハビリテーション事業者は、居宅サービス計画（施行規則第六十四条第一号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問リハビリテーションを計画するものとする。

第18条 (サービス提供困難時の対応)

- 1 訪問リハビリテーション事業者は、訪問リハビリテーション事業者の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の訪問リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

第19条 (サービス提供の記録)

- 1 訪問リハビリテーション事業者は、訪問リハビリテーションを提供した際には訪問リハビリテーションの提供日及び内容、訪問リハビリテーションについて法第四十一条第六項（法第五十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

第20条 (利用者負担の額)

- 1 利用者負担の額は次のとおりとする。
 - (1) 保険給付の自己負担額を別に定める重要事項説明書により支払いを受ける。

第21条 (事業の実施地域)

- 1 訪問リハビリテーションを行う実施地域は、以下の各号のとおりとする。
 - (1) 小城市
 - (2) 多久市
 - (3) 佐賀市 ※一部地域（三瀬・諸富・川副・北川副・東与賀・兵庫地区）を除く。

第22条 (サービス利用にあたっての留意事項)

- 1 利用者は管理者の定める日課に従うものとする。ただし、特別の事情により日課に従うことが困難な場合は、この限りではない。
- 2 利用者は、管理者、その他職員の指導又は指示に従い、粗暴な行動をしないものとする。

第23条 (心身の状態等の把握)

- 1 訪問リハビリテーション事業者は、訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令代三十八号）第十三条六号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状

況、病歴その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

第24条（勤務体制の確保等）

- 1 訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な訪問リハビリテーションを提供できるよう、訪問リハビリテーション事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておくものとする。
- 2 訪問リハビリテーション事業者は、訪問リハビリテーション職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

第25条（利用者に関する市町村への通知）

- 1 訪問リハビリテーション事業者は、訪問リハビリテーションを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。
 - (1) 正当な理由なしに訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第26条（保険給付の請求のための証明書の交付）

- 1 訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問リハビリテーションに係る利用者の支払を受けた場合は、提供した訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

第27条（健康手帳への記載）

- 1 訪問リハビリテーション事業者は、提供した訪問リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第十三条の健康手帳をいう。以下同じ。）の医療の記録に係るページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

第28条（秘密保持等）

- 1 訪問リハビリテーション事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。
- 2 訪問リハビリテーション事業者は、サービス担当者会議に等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

第29条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

- 1 訪問リハビリテーション事業者は、居宅介護支援事業者又はその職員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

第30条 （苦情処理）

- 1 訪問リハビリテーション事業所は、提供した訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 訪問リハビリテーション事業者は、提供した訪問リハビリテーションに関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件若しくは提示求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 訪問リハビリテーション事業者は、提供した訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保健法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第31条 （居宅介護支援事業者等との連携）

- 1 訪問リハビリテーション事業者は、訪問リハビリテーションを提供するに当たっては居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 2 訪問リハビリテーション事業者は、訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第32条 （緊急時等の対応）

- 1 訪問リハビリテーション職員は、現に訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第33条 （事故発生時の対応）

- 1 訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第34条 （会計の区分）

- 1 訪問リハビリテーション事業者は、訪問リハビリテーション事業所ごとの経理を区分するとともに、訪問リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

第35条 (記録の整備)

- 1 訪問事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- 2 訪問リハビリテーション事業者は利用者に対する訪問リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から二年間保存するものとする。

第36条 (虐待の防止のための措置に関する事項)

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、虐待の発生又は再発防止のため、以下の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- 4 事業所は、虐待防止のための指針を整備するものとする。
- 5 事業所は、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施するものとする。
- 6 事業所は、上記措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
(担当者 管理者： 鐘ヶ江 寿美子)

付則

この規定は、令和6年1月1日より施行する。